

令和6年能登半島地震被災地への介護職員等派遣にかかる費用請求について

○請求対象費用等の詳細

令和6年4月15日付 国事務連絡

「令和6年能登半島地震の発生に伴う福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る
災害救助法に基づく救助に要した費用の請求の取扱いについて」

※P.2～3 旅費の請求について

- ・旅費の取扱いについては、実費とします。（証拠書類を必ず添付してください。）
- ・日当については、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、**1日 2,200 円**を請求してください。

○これまでの派遣にかかる請求については、必ず【令和7年3月21日】までにご提出ください。

間に合わない場合は、下記問い合わせ先まで必ずご連絡ください。

○提出・問い合わせ先

大阪府 福祉部 福祉総務課 企画グループ

電話：06-6944-6686（直通）

メール：fukusokikaku1@gbox.pref.osaka.lg.jp

（請求書の送付は上記アドレスにメールにてお願いします。）

※府のシステム上、添付ファイルが7メガを超えると受信できない場合があります。

複数回に分けてメールを送信いただくか、事前にご相談ください。

○留意点（石川県より聞き取り）

- ・国のスキームにより派遣された派遣先の社会福祉施設等は全て福祉避難所としてみなされます。
- ・国のスキームを通さず、施設・法人間の調整による派遣は今回の通知の対象外です。
（厚労省より職能団体に依頼があった場合を除く。）
- ・人件費の請求については、施設において、「元々の入所者への対応は介護サービス費等からの支払い」、
「入所者以外を受入れ、その方々に対応した場合は、災害救助費の対象。」
二重請求を避けるため、派遣元・派遣先施設において調整の上、請求してください。
（石川県社協から派遣元施設へ順次連絡が入っていると思います。）
- ・人件費は国基準単価を超えて請求することも可能です。